



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策：第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与
Author(s)	井上, 薫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 62, 193-211
Issue Date	1994-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29421
Type	departmental bulletin paper
File Information	62_P193-211.pdf



日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策

—— 第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与 ——

井 上 薫

The Japanese Colonial Empire in Korea ;
Its Policies of Education by the Government-General of Korea
and the Japanese Empire Association (Teikoku-Kyoikukai)
before Korea's Education Rescript of 1911.

Kaori INOUE

目 次

はじめに	193
第一章 帝国教育会の朝鮮教育方針論議	194
第二章 朝鮮教育調査委員の朝鮮教育論	201
第三章 寺内正毅の朝鮮教育論と朝鮮総督府の朝鮮教育令案作成過程	204
む す び	210

はじめに

第一次朝鮮教育令は朝鮮支配における教育目標を定めたものであり、その第二条には「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」と規定された^{*1}。これまで多くの先行研究がその下位法令を含めた検討をなし、日本の植民地教育政策の特色を表すものとして評してきた。しかし、その成立過程についてはほとんど明らかになっておらず、第一次朝鮮教育令が枢密院の審議を経ず勅令として出された理由について考察をした久保義三『天皇制国家と教育』の「序章」^{*2}、隈本繁吉文書の解説の中でそれらが「韓国併合」後の教育制度構想にどのように位置づくかに触れた阿部洋『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』『別集』の「解題」がある程度である^{*3}。また、この「韓国併合」を前後して、あらゆる統治政策の見直し（韓国統監府時代からの継承を含む）が行われたが、教育政策においては「併合」に見あった形で緊急に教科書訂正がなされたくらいで^{*4}、基本的には総督訓示の中にある「漸進主義」の時期が朝鮮教育令施行まで続くと言われてきたといえる。

この「韓国併合」を期とした時期には、日本本国でも朝鮮統治に対する関心が高まり、朝鮮教育に対しての意見表明・論述も少なくなかった。この中で、帝国教育会は朝鮮教育に対して朝鮮総督寺内正毅へ建議を行なった。この帝国教育会の朝鮮教育へのかかわりを論じたものには佐藤由美報告「明治日本の対韓教育政策に関する研究～第一次朝鮮教育令制定の由来」がある^{*5}。

果たして、この帝国教育会の朝鮮教育に関する建議は、朝鮮教育令制定過程にどのように位置付け得るのだろうか。これを考察することが本論文の課題である。とりわけ、本論文では帝国教育会朝鮮教育調査委員として建議案を作っていた主要人物の朝鮮教育論へも着目しながら、主張の特色を明らかにしたい。

また、寺内を中心とした朝鮮総督府では、当然のことながら独自に朝鮮教育方針の策定および具体的な教育政策を進めていた。本論文では、帝国教育会の建議が朝鮮教育令制定過程のどのような時期に現われたかを考える必要から、1911年8月、朝鮮教育令確定・公布までの主な教育政策の動きを整理する。これが朝鮮教育令成立過程解明のための一布石となれば幸いである。

はじめに 註

- * 1 勅令第229号 朝鮮教育令 1911年8月23日、『朝鮮総督府官報』1911年9月1日号。
- * 2 久保義三『天皇制国家と教育』勁草書房、1979年9月。
- * 3 阿部洋「別集『旧韓末教育史資料——幣原坦・隈本繁吉関係文書——』について」『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第63巻、龍溪書舎、1991年7月。
- * 4 李淑子^{イスクヂヤ}『教科書に描かれた朝鮮と日本——朝鮮における初等教科書の推移（1895—1979）』ほるぷ出版、1985年1月。
- * 5 報告書；佐藤由美「明治日本の対韓教育政策に関する研究～第一次朝鮮教育令制定の由来」日本比較教育学会第29回大会報告、1993年6月（未公刊）。

第一章 帝国教育会の朝鮮教育方針論議

1910年8月22日、日本は大韓帝国を併合する条約を結んだ*¹。この翌日8月23日午後四時からの帝国教育会評議員会は「朝鮮教育調査の件」を取り上げ、「調査委員を設けて調査せしむる」こと、「委員の数及人選は会長に一任」することを決定した*²。設置が決まった「朝鮮教育調査委員会」*³は、この直後午後五時半から開かれる送別会の主役である「幣原博士」の「発議によりて成れるもの」であった*⁴。幣原博士とは韓国統監府設置以前、大韓帝国政府の学政参与官として日本から送りこまれ「韓国教育改良案」（1905年4月）に基づき韓国教育への挺入れを始めた幣原坦のことである*⁵。帝国教育会会長の辻新次は8月31日の理事会では「朝鮮教育調査委員」に、幣原坦、三土忠造、小泉又一、戸野周次郎、中川謙二郎、佐々木吉三郎、多田房之輔の7名を「選定」し、「委嘱状を発送」したと報告した*⁶。帝国教育会の朝鮮教育に対する関心は、同理事会で協定し、同日続いて行われた評議員会で決定された「日韓併合に関し賀表奉呈の件」にも表れている*⁷。

第一回の朝鮮教育調査委員会は、幣原が「各国殖民地教育状況調査」に出発する当日、9月7日に開催された*⁸。この幣原は「委員中、最も朝鮮通」で、この日は「愈々洋行の出発前、帝国教育会に行き、自己の意見を陳述して置いて、其の儘自宅にも帰らず、直ちに新橋から出発」している*⁹。委員は「誰も博士の特志に感せぬものはなかった」*¹⁰といい、幣原が物理的にも精神的にも重要な役割を果たしたと考えられる。とすれば、最初に幣原が方向づけた内容が基本になってその後の審議が進んだのではないだろうか。

この日は次の3件のみ取り決め、本格的な審議は次回以降となった。

- 一. 伊澤修二、小川平吉、澤柳政太郎、樋口勘治郎の四氏を調査委員に推薦追加すること。
- 二. 調査委員の方案を次の委員会にて協議すること。

三. 次回の開会期日を本月十四日となすこと。^{*11}

このように選出された朝鮮教育調査委員の出席状況を(第1表)に示しておこう。なお、小泉又一と伊澤修二は一度も出席しなかったらしい。

二回目の委員会は、新委員を含め一日遅れの9月15日に開催された^{*12}。この日の会議では、「相互の意見を交換したる後三土、樋口二氏を特別調査委員に推薦して、調査案の作製を依頼し其の報告を待て、更に会同審議する」ことになった^{*13}。この意見交換の内容については若干だが『教育界』が報じている。それによれば、「澤柳、三土、樋口の諸氏」が「朝鮮教育開発の爲めには、(一)日語普及の急務、(二)従来の儒教思想を破壊せざること、(三)教育勅語の御精神を徹底せしむること、(四)衣食住の程度を定むること等の件に関し、夫々意見を陳述」している^{*14}。

(第1表) 帝国教育会朝鮮教育調査委員会会議日程及委員出席状況

8月23日	*	評議員会	*	*	*	*
8月31日	*	理事会	*	*	*	
		会・評・理・評	評・評・理	主・評・理	評・理	
		辻新次、幣原坦、三土忠、小泉又、戸野周、中川謙、佐々木、多田房、澤柳政、伊澤修、小川平、樋口勘				提出案件等
9月7日	○	○	○	○	○	↓
9月15日	○		◎	○	○	◎
10月11日	○		○	○		◎ 「成案」(「特別委員/主査案」)
12月21日	○		◎	○	○	◎ 「決定案」
2月3日	*	理事会		*	*	*
2月6日	*	評議員会		*	*	*
2月20日	*	理事会		*	*	*
3月11日?	★	★		★	☆	☆ 総督訪問
4月7日		★			☆	☆ 総督訪問第2回

備考：この表は『帝国教育』『会報』欄によって作成した。

3月11日の「？」は本章註27を参照。

名前は夫々、辻新次、幣原坦、三土忠造、小泉又一、戸野周次郎、中川謙二郎、佐々木吉三郎、多田房之輔、澤柳政太郎、伊澤修二、小川平吉、樋口勘治郎。

○◎★☆☆は夫々出席を示すが、◎は特別委員、★は理事会で委託された委員を示す。＊は上記委員中で、理事あるいは評議員であり、その会に出席していたことを示す。

また、下線の人物の上にある「会・評・理・主」はそれぞれ、「会長」「評議員」「理事」「主事」であり、「・」は兼務であることを示す。

これは「帝国教育会第二十八回総会」中、「庶務報告、職員及事務員」欄(『帝国教育』第354号、1912年1月、109頁)を参照した。三土も幣原も評議員であったが、この間の会議には出ていない。又、三土・小川は衆議院議員、澤柳・伊澤は貴族院議員であった。

続いて、委員会は10月11日に開催されたが、この時は特別調査委員の樋口勘治郎の外、会長辻新次、戸野周次郎、中川謙二郎と合わせて4名しか集まらず、「成案に就き審議したるも、委員の出席少数に就き、決議を次回に延期」した^{*15}。しかし、この時点で「主査三土忠造、樋口勘次郎両氏に依りて此程脱稿したる原案の大意」^{*16}として、この「成案」は朝鮮における『毎日申報』(10月13日付;朝鮮語)^{*17}をはじめ、『教育時論』(10月25日号)^{*18}、『教育界』(11月3日号)^{*19}で以下のように報道された。

「一．教育勅語の意味を普及し、日本と朝鮮とが、古来特別なる関係を有せるを以て、両国の併合は当然の運命なる事を了解せしめ、且つ日本の臣民として文明の舞台に樹つ事は、朝鮮人民の発展の爲め、有益なりといふ希望を与へしむる事。

二．日本語の普及を以て当面の急務とし全力を此事に注ぐ事、其方法は

- (一) 初等教育には諺文及漢文を廃して、日本語を以て教授する事
- (二) 日本語を教授する学校に、適當なる補助を与ふる事
- (三) 師範学校を増設して、日本語に熟達したる多数教員を養成する事
- (四) 各種学校専門学校に於ても、日本文の教科書を用ふるを正則とする事
- (五) 日本語を以て官用語とする事
- (六) 日本文にて書かれたる、家庭読物の類を普及せしむる方針を採る事

三．教科書の編纂は特に重大なるを以て総督直隸の機関を設けて之に當らしむる事」*²⁰

基本的には、この特別委員（＝主査）による「成案」をもとに審議が積み重ねられ、最終的には翌年2月6日に帝国教育会の評議員会決議として確定していく。10月11日以降の委員会の動きは以下の通り。

12月21日、辻、三土等7名の出席。『帝国教育』は「調査案に増訂する所あり」と伝える*²¹。この時点での「決定案」の内容は『教育界』（1910年12月30日号）と『教育時論』（1911年1月5日号）からわかり、それによれば大きな四つ目の柱として「一般朝鮮人」に対する「日本臣民として必要なる徳操」の「涵養」に関する項目が加わったほか、「一」「二」を中心に10項目ほど修正を行っている。その「決定案」とは次の通り。

- 一．教育勅語の聖旨を普及し日本帝国と朝鮮半島との古来特殊にして親密なる関係を有すること并に日本臣民たるの利益及び希望を十分に了解せしめむことを務むべし
- 二．日本語を普及することを当面の急務とし之れに全力を注ぐべし
 - 一．初等教育に於ては一切日本文の教科書を用ひ日本語を以て教授し諺文及び漢文は之を全廃すべし
 - 二．師範学校を増設し朝鮮人にして日本語に熟達せる多数の教員を養成すべし
 - 三．中等学校及び専門学校に於ても漢文及び外国語の外一切日本文の教科書を用ひ日本語を以て教授すべし
 - 四．私立学校又は私塾にして主として日本語を教授するものには相当の補助を与ふべし
 - 五．日本語の普及を目的とせる通俗読物の類を編纂し廉価に販売する方法を講ずべし
 - 六．一般朝鮮人をして日本語に習熟せしむる為日本語を以て官用語とし公文はすべて日本文を用ふべし
- 三．教科書の編纂に重きを措き有力なる特別機関を設けて之に従事せしむべし
- 四．一般朝鮮人の為に日本臣民として必要なる徳操を涵養し日常生活に必須なる知識を普及せしむるため相当の方法を講ずべし*²²

今、この「決定案」をもとに前委員会「成案」との相違点をあげると次のようになる。

- 一．① 教育勅語の「意味」を「聖旨」に変更。

- ② 「日本」と「朝鮮」とを「日本帝国」と「朝鮮半島」に変更。
- ③ 古来「特別なる」関係を、「特殊にして親密なる」関係に変更。
- ④ 「両国の合併は当然の運命なる事を了解せしめ」以下を変更し、「合併は当然の運命なる事」の「了解」に関する部分を削除した。
- 二. ⑤「成案」(一)について、「決定案」では「一切日本文の教科書を用ひ」ること、および「諺文及び漢文」の「全廃」を明記、厳しい表現とした。
- ⑥ 「成案」(三)を第二項に繰上げ、「朝鮮人にして」を付加して「日本語に熟達」するべき対象を明記した。
- ⑦ 「成案」(四)を第三項に繰上げ、「日本語を以て教授」することを付加した。
- ⑧ 「成案」(二)は、「補助を与ふる」対象を「私立学校又は私塾」と明確にし、第四項に置いた。
- ⑨ 「成案」(六)を第五項に繰上げ、「家庭読物」を「通俗読物」とし、これらを「編纂」「廉価に販売」する具体的な「方法」を付加した。
- ⑩ 「成案」(五)の「官用語」に関する項目は、「公文はすべて日本文を用ふ」ことを付加し、第六項とした。
- 三. ⑪教科書編纂関係では、「総督直隸の機関」を「有力な特別機関」と変更したのみ。
- 四. ⑫「日本臣民として必要なる徳操」の「涵養」に関する項目を新設した。

『教育界』によれば、上記の「決定案」は「三土、樋口の両特別委員」による「委員会の結果報告」を「異議なく原案通りに可決」したものであった*²³。

この「決定案」は、翌1911年2月6日、評議員会の審議を経て以下のような「評議員会決議」となった。

- 一. 教員勅語の聖旨を普及し日本帝国と朝鮮半島との古来特殊にして親密なる関係を有すること并に日本臣民たるの利益及び希望を十分に了解せしむることを務むべし。
- 二. 日本語を普及することを当面の急務とし之れに全力を注ぐべし。
 - (1) 初等教育に於ては一切日本文の教科書を用ひ日本語を以て教授すべし。
 - (2) 師範学校を増設し朝鮮人にして日本語に熟達せる多数の教員を養成すべし。
 - (3) 中等学校及び専門学校に於ても漢文及び外国語の外一切日本文の教科書を用ひ日本語を以て教授すべし。
 - (4) 私立学校又は私塾にして主として日本語を教授するものには相当の補助を与ふべし。
 - (5) 日本語の普及を目的とせる通俗読物の類を編纂し廉価に販売する方法を講ずべし。
 - (6) 一般朝鮮人をして日本語に習熟せしむるため日本語を以て官用語とし公文はすべて日本文を用ふべし。
- 三. 実業教育の普及に力を尽すべし。
- 四. 教科書の編纂に重きを置き総督直隸の機関を設けて之に従事せしむべし。
- 五. 一般朝鮮人のために日本臣民として必要なる徳操を涵養し日常生活に必須なる知識技能を普及せしむるため相当の方法を講ずべし*²⁴

この「評議員会決議」審議の際、以下の4点に関し「決定案」を修正したことがわかる。①大

きな柱に「三」として「実業教育の普及」に関する項目を追加した。以下、番号がずれる。②「三」の関係と考えられるが、「五（旧四）」の「日常生活に必須なる知識」のあとに「技能」を加えた。③「二」の（一）から「諺文及び漢文」の「全廃」に関する語句を削除した。④「四（旧三）」の教科書編纂に関しては、前年10月の「成案」にあった「総督直隸の機関」が復活した。

この後2月20日にあった理事会では、上に掲げた「評議員会決議」を持って朝鮮総督寺内正毅を訪問する委員として、澤柳政太郎、三土忠造、会長辻新次の三名に委託することを決議した^{*25}。なお、この総督訪問の件は20日の理事会前にその方針が決まっていたことが『教育時論』の記事からわかる^{*26}。

3月10日^{*27}、この三名に小川平吉、樋口勘治郎をあわせた五名が総督官邸を訪問した^{*28}。この時、寺内が「談話」した内容が『教育時論』に報道されている。それによれば、

▲朝鮮教育に対する余の方針は漸進主義と称するを得べし、教育の如き文明の程度、人民の生活程度と密接の関係を有する事業に対しては、急激の改革は却って民心を動揺せしめ意外の悪結果を生ずる事なきを保せず。

▲日本語の普及に対しては勿論賛成にして総督府内にも、極端の日本語論者こそあれ一人として之に反対する者なし、要は程度問題のみ、斯くて如何なる程度、如何なる範囲に於て日本語を教授すべき乎につきては目下研究中也

▲儒教主義は朝鮮教育に対し看過すべからざる必要条件たり、主従、父子、男女の関係より見るも、儒教は其本国支那よりも寧ろ朝鮮に於て円満に発達したるを見る、余は同主義に対し十分の保護を加へたしと思ひ居れり。

▲其他教員の養成普通教育の普及等に関しては全力を挙げて取調中なるが、要するに余は朝鮮統治の根底は教育にあるを確信し、之に向つて多額の費用を投じつつあり云々^{*29}

ここからわかることは、当然のことながら寺内の側は既にある程度の朝鮮教育に関する方針を持っており、それとつきあわせて総督の「談話」がなされたということである。「評議員会決議」との関係で言えば、個別的には第二項目の日本語の普及について全く問題無くその実施に賛成しているが、具体的な六項目に関しては「(2)」の「師範学校」に関する件のみ「全力を挙げて取調中」と答えていることがわかる程度である。むしろ、この史料からは、寺内は一つ一つの問題に対するより大枠の方針に関してだけコメントしたように読み取れる。仮に9月15日に朝鮮教育調査委員会で主張された大枠四項目と比べてみると、寺内は日本語普及・儒教主義を破壊しないことを肯定したが、「教育勅語の聖旨」の普及や「日本臣民としての必要な徳操」の「涵養」へは直接コメントしなかったともとれる。もっとも、「儒教主義」と「教育勅語」をどの程度重ねて考えていたのか不明であるし、また、そもそもこれが帝国教育会の代表団と話し合ったすべてを表しているわけではないであろうから、これだけで比較することは困難である。従って、帝国教育会のこの「評議員会決議」がどの程度寺内の朝鮮教育政策や第一次朝鮮教育令制定に際して力を発揮し得たかは、寺内の発言の推移、また朝鮮総督府側の教育政策進行状況と照らし合わせて検討する必要がある。

さて、総督に対する一度だけの建議ならば、その場限りのこととして処理される可能性もあるが、帝国教育会のこの総督訪問は更にもう一度4月7日午前、樋口勘治郎、三土忠造、小川平吉の三名によって実施された^{*30}。

管見の限り、この期の帝国教育会の朝鮮教育に関する史料は以上である。4月7日の内容、またその後の帝国教育会とのかかわり等、不明なことは多い。

ただ、興味深い問題を挙げれば、この後まもなくの『教育時論』（第937号、1911年4月25日号）によって、「寺内総督」が「日本語教授に関して…種々の研究の結果比較的急進主義に趨むき来り、出来る丈日本語を多く教授するの方針に出で、一週凡そ十二時間位の教授を為すべしとの意見を抱くに至」ったこと、また朝鮮語に関しても「従来は之をも課せざる可からずとの主義なりしが、諺文に関する性質を明にしたるの結果、之を学校に於て必修課目として採るの要なきを認むるに至」ったという報道があることで^{*31}、朝鮮総督寺内正毅が帝国教育会代表との接触の中でそのような考えを持つに至った可能性もある。帝国教育会、すなわち日本の教育者の考えが朝鮮における教育政策にどの程度位置付けられたのかという問題を考えるため、寺内の動向および朝鮮総督府の朝鮮教育令案作成の動きを整理する必要があるが、その前にこの調査委員が個別に持っていた朝鮮教育観を検討してみたい。

第一章 註

- * 1 この公表は一週間後の8月29日であり、統監府はこの間厳重な治安体制を敷いた。
- * 2 「会報；●評議員会」『帝国教育』第338号、1910年9月、帝国教育会、108頁。
- * 3 帝国教育会は日韓議定書締結後まもなくの1904年5月、「韓国教育調査部」を設置し（『教育公報』第284号、1904年6月15日号、16頁）、1905年2月文部省に対して「韓国教育に関する建議案」を提出した（『教育公報』第292号、1905年2月15日号、6－7頁）。帝国教育会評議員会は「韓国教育」が「漸次其緒に就きたる」ことを理由に1906年7月をもって同調査部を廃止している（『教育公報』第310号、1906年8月15日号、3頁）。なお、韓国教育調査部の存在は佐藤由美報告書によって知るに至ったが、同調査部と朝鮮教育調査委員会とは直接の関係はない。ただし、日本の教育会が1904年、1910年の韓国・朝鮮領有の動きに対して逸早く行動を開始した点は興味深い。
- * 4 「雑録」『帝国教育』第338号、1910年9月、帝国教育会、105頁。なお、雑誌『教育界』の「村夫子日記」の八月二十三日の項には「戸野（周次郎…筆者註）氏から建議があつて、本会（帝国教育会…筆者註）で朝鮮教育問題を調査してはどうかといふ議が成立ち、これも別に特別委員を置くことゝ成った」（『村夫子日記』『教育界』第9巻第12号、1910年10月3日、120頁）とある。帝国教育会評議員会の出席者中には幣原の名前はないので（*2に同じ）、評議員であった戸野が幣原の意を汲んで発議したと考えられる。
- * 5 幣原坦は1906年6月まで大韓帝国で勤務した後、日本へ戻っている。幣原の学政参与官当時の韓国教育へのかかわりに関しては、拙稿「韓国統監府設置前後の公立普通学校体制形成と日本語普及政策」『日本の教育史学』教育史学会紀要第34号、1991年10月。および、拙稿「日本帝国主義の朝鮮における植民地教育体制形成と日本語普及政策——韓国統監府時代の日本語教育を通じた官吏登用と日本人配置——」『北海道大学教育学部紀要』第58号、1992年6月の第一章第一節を参照されたい。
- * 6 「会報；●理事会」『帝国教育』第338号、1910年9月、帝国教育会、108頁。
- * 7 *2に同じ。なお、この賀表は9月1日会長の辻が宮内省に「奉呈」している（「会報；●会務雑事」『帝国教育』第338号、1910年9月、帝国教育会、109頁）。
- * 8 幣原坦はこの当時文部省視学官兼東京帝国大学文科大学教授（朝鮮史→）国史講座担任であり、フランス人カーン氏の寄付による東大の研学資金から視察費を受け、香港・フィリピン・インド・エジ

- プト等を視察し、南米を除いて視察を終え一年余の後帰国した（『時事彙報；●朝鮮史講座 文部省視学官兼文科大学講師文学博士幣原坦』『教育時論』第913号，1910年8月25日，38頁／『内国彙報；●殖民教育視察』『教育界』第9巻第11号，1910年9月3日，94－95頁／『時事彙報；●殖民教育視察』『教育時論』第914号，1910年9月5日，38－39頁／『内国彙報；●幣原博士帰朝』『教育界』第11巻第2号，1911年12月3日，106頁）。
- *9 「余白録」『教育界』第9巻第12号，1910年10月3日，17頁。なお，幣原の後，韓国政府学部にいた三土忠造も「朝鮮通」かと思われるが，そのことに対する記述はない。
- *10 *9に同じ。
- *11 「会報；○朝鮮教育調査委員会」『帝国教育』第339号，1910年10月，101頁。
- *12 午後四時半より3時間行われたが，出席委員は会長辻新次，多田房之輔，中川謙二郎，澤柳政太郎，三土忠造，樋口勘治郎の6名であった（*11に同じ）。なお，一日延期の理由は明記されていない。
- *13 *11に同じ。
- *14 「内国雑纂；●集会一束／▲朝鮮教育調査会」『教育界』第9巻第12号，1910年10月3日，109頁。
- *15 「会報；●朝鮮教育調査委員会」『帝国教育』第340号，1910年11月，97頁。
- *16 「内外彙報；●朝鮮教育方針調査」『教育界』第10巻第1号，1910年11月3日，107頁。
- *17 「朝鮮教育方針」『毎日申報』1910年10月13日付。なお，『毎日申報』の性格について，その「解題」では次のように記している。「毎申の前身は1904年英国人裴説 Ernest Thomas Bethell が創刊した大韓毎日申報として6年間韓末最大の民族紙であったが，合邦二日目である1910年8月30日からは朝鮮總督府の御用紙になり1945年解放になる時まで日帝の宣伝代弁機関として『日鮮融和』と『世道人心の感化誘導』等を掲げて安定した財政的援助のもと日帝の庇護を受けながら発刊された。…毎日申報だけは韓国語民間紙がひとつも発刊されなかった1910年代と1940年以来解放までの期間にも継続発刊されていたのである。」（鄭晋錫^{チョンジンソク}「解題；日帝36年間発刊された唯一つのウリマール（＝我等の言葉…筆者註）新聞毎日申報」『毎日申報』第1巻，景仁文化社，ソウル，1984年9月，1頁）。なお，以下の『毎日申報』記事を含め，訳は筆者が行なった。
- *18 「時事彙報；●朝鮮教育方針」『教育時論』第919号，1910年10月25日，30頁。
- *19 *16に同じ。
- *20 ここでは便宜上『教育時論』の報道によった。また，帝国教育会の機関誌である『帝国教育』には，会議の日時・出席者は明記されているが，内容については最終的な評議員会決議まで一度も紹介していない。なお，『毎日申報』では主体が「東京帝国教育会朝鮮教育部主査委員会」となっており，三土，樋口の名前は掲載されていない。出典は*17に同じ。
- *21 「会報；○朝鮮教育調査会」『帝国教育』第343号，1911年2月，102頁。
- *22 「内外彙報；●帝国教育会と朝鮮教育問題」『教育界』第10巻第3号，1910年12月30日，99頁。
- *23 *22に同じ。
- *24 「○朝鮮教育の方針（評議員会決議）」『帝国教育』第344号，1911年3月，97頁。
- *25 「会報；○理事会」『帝国教育』第344号，1911年3月，94頁。
- *26 「過日同会は其調査案に基づきて左の如く決定したり（以下に「評議員会決議」があるが省略…筆者註）。依って同会にては更に委員を設けて寺内総督を訪ひ，其旨趣理由を面陳すべしといふ。」（『時事彙報；●帝国教育会と朝鮮教育』『教育時論』第930号，1911年2月15日，39頁）とある。
- *27 「○朝鮮教育調査会」『帝国教育』第346号，1911年5月，124頁による。ただし，『教育時論』（『時事彙報；●朝鮮教育と総督』第934号，1911年3月25日，36頁）では3月11日となっており，その可

能性もある。

- *28 *27に同じ。なお、朝鮮総督寺内正毅は帝国議会答弁等のため東京に滞在していた。
- *29 「時事叢報；●朝鮮教育と総督」『教育時論』第934号，1911年3月25日，36頁。
- *30 *27に同じ。なお、小川平吉は1869年生まれ「1892年東大法独法卒，弁護士，近衛篤磨に従って東亜同文書院創立に尽力，日露戦争には主戦論の急先峰，〇三年来長野県から代議士当選一四回」（前島省三『日本帝国主義と議会』ミネルヴァ書房，1976年11月，119頁）という人物であった。
- *31 「時事叢報；●朝鮮の日本語教授」『教育時論』第937号，1911年4月25日，39頁。

第二章 朝鮮教育調査委員の朝鮮教育論

前章では帝国教育会朝鮮教育調査委員会による朝鮮教育に対する建議案の成立過程について整理した。本章では、この建議案作成に関わった調査委員に着目し、その朝鮮教育論の検討を試みたい。ここでは、「韓国併合」前後の雑誌論文を中心とした朝鮮教育関係の論述を対象とし、この中から帝国教育会朝鮮教育調査委員のものを検討するが、この種の論述を出した委員は限られた者であったこと、また編集状況も様々で必ずしも各自の朝鮮教育論を検討する上で十分とはいえないものも含んでいる。従って、辻新次、幣原坦、中川謙二郎、澤柳政太郎、三土忠造の五名を挙げたが、主としてその対象は澤柳と三土となる。

まず、帝国教育会会長の辻新次の朝鮮教育に対する論説であるが、これは『日本新聞』で談話したものが『教育時論』1910年9月15日号に掲載されている*¹。辻は1904年の帝国教育会が韓国教育調査部を設置した時も帝国教育会の会長であり、文部省に対する建議作成の役割を担った。この朝鮮教育調査委員会へも二度目の総督訪問を除いてすべて出席している。記事は掲載された日程から考えて、朝鮮教育調査委員会での本格的な審議が始まる前のものと言ってよい。

辻は朝鮮教育を、①国語教育、②道德教育、③実業教育の三つの柱に分け論じた。①については、「国民の意思を疎通し思想を統一するに最も有効」で、「朝鮮人民に日本語を教へるのが緊急必要である事」は当然だという論調であった。②「道德」については「公德養成」を問題とし、このため「道德教育」「普及」の必要性を論じた。教育勅語や忠君愛国の精神に関しては、ここでは特に述べていない。③実業教育については、朝鮮人を「毫も殖産興業の念慮なく自主自営の気力に乏しき者」と規定し彼らに対して実業教育を「特に必要を感じる」とし、実行すれば「必ず成功する」とも論じていた。

次に、調査委員会の提唱者であった幣原坦については、植民地教育調査へ行く直前のものと思われる、同じく『教育時論』1910年9月15日号から引用しよう。既に「要旨」となっているため長いものではないが、朝鮮史講座担当のためか、「歴史」的な「血統」「言語」の関連性とその近さを前提にしつつ「外国語殊に日本語に巧なる朝鮮人の普通教育は、可及的速成方法を取り、且つ目前の用に立つべき実用的教育を施し、以て速に社会の実務に当らしむべ」きことを述べていた*²。

中川謙二郎は東京女子高等師範学校長であり、朝鮮教育に対しては1910年9月16日付『毎日申報』「論説」欄で「家庭教育の必要」について論じている*³。その中では「朝鮮人は元来教育が滅少し貧残が日甚しく数十年以来新風潮が嘘入（少しずつ入ること…筆者註）し学校は稍々振興したが、家庭の教育は無かった人民である」とまで述べていた。全体的なこととしては、「朝鮮

人の教育方針は……家庭で注意するものは朝鮮人が独立国民として教育してきた昔日と日本国民になった今日では教育の形式と精神を変更せざるべからざるところ」だというのが、「其の方針に就いては多方面で意見を参酌し精美に研究するつもり」ということで明確にはされていない。

澤柳政太郎については、A.『帝国教育』1910年10月10日号^{*4}とB.『朝鮮』1911年2月号^{*5}の二つの論説が確認できた。Aの題目は「朝鮮教育は日本語普及に全力を傾注すべし」、Bも「鮮人教育と国語問題」と、共に日本語の普及がその主題となっている。澤柳は朝鮮教育調査委員会には9月15日のみに出席し、3月11日の総督訪問の際に出かけたことを合わせても二度しか直接の関わりはなかった。但し、Aの内容を見ればわかるように、澤柳の述べる日本語普及方法は1910年10月11日時点で到達した「成案」にかなり共通した部分がある。Aの主要部分は次の通り。

「当分の間日本語普及に全力を注いで、一気呵成に、此の基礎的であると同時に、永久的であるところの教育をしとげるがよいと思ふ。…何よりも必要なるは言語文字の統一である。日本語の普及は即ち日本思想の普及である。第二期の教育の方便であると同時に、直接絶対の価値をも具へてをる。

されば、今日の六十四校位に満足せず、数多の公立小学校を増設せしめ、日本文の教科書にて、日本語を用ひて教授せしむべし。官公文書も日本文を以て認めしむべし。必要に応じて数多の日本語学校が興るであらう。之れには補助金を下附し、保護を与へ、十分に奨励すべし、一般家庭に普及せしむためには補習教育、夜学教育、等に於いて日本語を教授せしめ、尚、彼の国に流行する家庭小説の類を日本文に翻訳して廉価に販売せしむべし、十年十五年に期せば、雑林の野を化して、日本語国とせんこと、決して難きにあらざるべし」^{*6}

「成案」とは、澤柳も出席し「意見を陳述」した9月15日の調査委員会の論議をもとに三土・樋口の特設委員が作成し、10月11日の委員会に提出されたものであったから、澤柳のこの主張と「成案」の共通点は、9月15日に澤柳が行なった朝鮮教育に対する自己見解か、そうでなければ9月の論議で澤柳が納得了解して形成されたものであると言うことができる。そこで「成案」と比較をすれば、「二」の「日本語普及」に関する六項目中、(一)「初等教育」では「日本語を以て教授する事」、(二)「日本語を教授する学校」に「補助を与ふる事」、(五)「日本語を以て官用語とする事」、(六)「日本文」の「家庭読物の類」を利用することが共通事項と言える。このうち(一)の「日本語を以て教授する」場合に「諺文及漢文を廃」することまで主張したかどうかは不明である。Bでもほぼ同様の主張はなされるが、その中では「何れの国土にも、何れの種族にも、その国の国語と云ふものがある以上、到底その国語を消滅せしめて迄も、他の国語を普及せしむると云ふ事は不可能な事である」とし、「余の考へでは小学校に初めから日本語を使用せしむるがよいと云ふ様な意見も見ゆる様であるが之れは研究を要する事だと思ふ」とやや慎重な表現をしていた^{*7}。しかし「小学校に別習科の様なものを設け」るなど「出来るだけ日本語を容易に習得出来る方法を考究してやる」こと、初等学校では「教科書は総て日本語にして初めは日本人が之れを教へてもよい」と述べていること、このためAでは見られなかった「(三)の「師範学校」に関する見解も現われ、「日本語を解し、日本文を読み、日本語を語り、日本文を綴り得る所の朝鮮人の教師を一人(で)も多く出すと云ふ事が刻下の急務」であるとの主張も見られる^{*8}。「公文書の如き」も「日本語の公文で示す」ことや、「朝鮮の小説類」を「日本語に訳して之れを安価で販売せしめる」意見はAと変わらない^{*9}。

最後に、三土忠造の朝鮮教育論についても検討せざるを得ない。三土は幣原坦の後任として大韓帝国政府内で学務関係事務を担当した経験を持つから、幣原と同様にその頃からの朝鮮教育認識・朝鮮教育論をさがすこともできるのだが、ここでも朝鮮教育調査委員会発足前後のもの二つ——Ⅰ.『教育時論』1910年9月15日号、Ⅱ.『教育界』1910年10月3日号——に絞って取り上げたい。調査委員会での三土は、樋口とともに「特別委員」として「成案」「決定案」を作ったこと、澤柳・辻とともに評議員会の指名を受け朝鮮総督寺内正毅へ建議する役を担ったこと、そして唯一欠席した10月11日の委員会が「委員の出席少数」という理由ではあったが「決議」を「延期」していることを鑑みれば、かなり重要な役割を担っていたと言うことができる。

論述のうち、Ⅰは「前韓国学務顧問三土忠造氏の談」とし、「最近の教育状態」「今後の教育」「教員の養成」の三つについて述べられている。特に「今後の教育」において、「教科書を全然改定するの要ある」こと、「学校に於ける朝鮮語教授も之を廃止するの要ある可く、漢学の教授も廃止する方或は宜しからん」と朝鮮語・漢文廃止論の主張を行なったことは特筆すべきことである。1910年10月の「成案」時の「二」の「(一)」に「諺文及漢文を廃して」の一文が加わったのは三土の主張によった可能性が高い。また、日本官吏は朝鮮語を学ぶべきだという論に対しては反対をした。「教員の養成」の項目では、教員の養成のため師範学校の増設を主張し、「簡易なる実業学校徒弟学校」の「必要」も述べていたが、「大学は別に之を設くるの必要を感じざる可く、大学教育の志望者は宜しく日本々土に來りて之を受けしむ可し」と朝鮮における大学教育の必要性を否定した^{*10}。Ⅱでは「儒教主義」に関する論述が見られる。既に当時、「世間では、朝鮮人を教育するのは何主義に拠ると云ふことを問題にして、統監の意見では儒教主義に拠ると云ふことを言明したと言って、段々新聞などに出て居るやうである」という状況で、朝鮮教育の方針をどうするかは少なからぬ日本人の関心事であった。三土はこの「儒教主義」の中身を問題とし、日本が「忠孝仁義」を「重大」に考えることと比べ、中国では「忠」はそれほどの比重を持たないことを指摘した。三土が実務を執った「保護国」時代は「忠君愛国と云ふやうなものを…強ひることは出来なかった」し、「朝鮮併合の後も」「何主義と云ふので無しに唯人類として必要な道德、殊に朝鮮人に欠けて居る徳性を養ふ」ことを「継続した方が宜からう」と日本への「忠君愛国」を導入することには慎重な姿勢をとっていた。しかし、Ⅰで見たように「漢文」「朝鮮語」の廃止に対しては強硬で、「漢文は第一此の際普通学校から取去つて了ふことを断行しなければならぬと思ふ」、また「新しく教育制度を打立てるに付ては、総ての学校から朝鮮の国語を教へることを断然廃した方が宜からうと思ふ、さうしないと、朝鮮の国語は、寧ろ是から学校の殖へると共に段々拡って来て、日本語と相對して二つの言葉を朝鮮人が用ゐなければならぬことになって、朝鮮人の為に第一腦力の不經濟」で「日本人と同等の腦力に達して來た場合に、国家の為に重大問題が起つて來る」と主張していた。また「実業を貴ぶ」ことも述べていたが、それほど比重はなかった。^{*11}

このように各委員の論述を見ていくと、例えば、実業教育についてはほぼ誰もが必要性を認めていたものの、評議員会での審議まで文面化されることはなかったことがわかる。つまり、調査委員会の議論の中ではほとんど議論になっていなかったことを示し、逆に言えば日本語普及の具体的方法や道德教育の在り方について、これらと合わせて朝鮮語や漢文の位置付けなどが議論になっていたと思われる。

第二章 註

- * 1 「内外雑纂；時文一束 ▲朝鮮教育の方針『日本新聞』辻新次男談『教育時論』第915号，1910年9月15日号，32頁。
- * 2 「時事彙報；●朝鮮教育の要旨（幣原）」『教育時論』第915号，1910年9月15日号，42頁。
- * 3 「家庭教育の必要」『毎日申報』1910年9月16日付。
- * 4 東京高等商業学校長 澤柳政太郎「朝鮮教育は日本語普及に全力を傾注すべし」『帝国教育』第339号，1910年10月10日号，帝国教育会，34－36頁。
- * 5 貴族院議員 澤柳政太郎「鮮人教育と国語問題」『朝鮮』第36号，1911年2月。
- * 6 * 4に同じ，35頁。
- * 7 * 5に同じ，14－15頁。
- * 8 * 5に同じ，15頁。
- * 9 同上。
- * 10 「時事彙報；●朝鮮の小学教員 前韓国学務顧問三土忠造氏の談に曰く」『教育時論』第915号，1910年9月15日号，41－42頁。
- * 11 「朝鮮人の教育 衆議院議員 三土忠造」『教育界』第9巻第12号，1910年10月3日号，23－26頁。

第三章 寺内正毅の朝鮮教育論と朝鮮総督府の朝鮮教育令案作成過程

第一節 総督府における寺内正毅の指導性と朝鮮滞在状況

朝鮮教育令は1911年8月23日に公布され，11月1日から施行された。「韓国併合」から約一年間，いったいどのような朝鮮教育制度制定の準備をしてきたのだろうか。

初代朝鮮総督は寺内正毅であり，彼の教育政策に対する関心の強さは，次のような弓削幸太郎の回想から有名である。

「寺内伯は恪勤精励の人であつたが教育問題には格別精励された。其の朝鮮教育令制定に当りては自ら方針を示し立案せしめ属僚を集めて会議し，自ら議論を上下し，ペンを取りて訂正加筆する所多く，一度定めたる方針の実行に当りては恰も軍隊に於て上官が下官を指揮訓練するが如く徹底を見ずば止まざるの態度があつた。」^{*1}

また，初代内務部地方局長であつた小原新三は，「世間周知の如く，寺内総督は，如何なる問題についても，常に一家の識見と見解とをもって居られた。これは伯の偉なる点であると同時に，下僚としては甚しく苦しんだ点であつた。」という^{*2}。このように政策遂行に指導性を発揮する寺内の下で教育行政にあたつたのは，関屋貞三郎を局長とする学務局のメンバーであつた。但し，1910年10月朝鮮総督府の発足と同時に学部は内務部に吸収され，その一局となつたため，内務部長官宇佐美勝夫も適宜寺内と学務局の間に入って，総督と学務局の意見調整をしつつ教育問題に関わつていたようである。関屋に次のような回想がある。

「朝鮮に於ける教育問題については，寺内総督は特に意を用ひられ，他の規定よりも慎重にといふことで，少し後れて朝鮮教育令なるものが決まつた。これには余の担当とは申しな

がら宇佐美内務部長官の指示が少なくなかった。又之を実行するにあたりて、寺内総督に卓抜なる御意見があり、余は之を体して其実現に当たったのである。併し何分微力で、総督の御趣旨に副ひ難いものもあり、又偶には反対の意見もないではなかった。…中略…此間に介在して常に斡旋緩和に努められ総督の御趣旨の深意を余に説明され、又余の卑見を総督に御話し下されたのは宇佐美長官であった。…中略…寺内総督には春風駘蕩の方面と秋霜烈日の方面とがあった。若し夫れ後者の場合に面した時は、人動もすれば、其威力に怖れて進言を敢てする者が少なかった。さういふ時でも、宇佐美長官は、其叡知を以て、よく之に即応し、余り総督の忌諱にも触れず、二回も、三回も、叮嚀反復して進言説明の勞を執られ、結局下意上達の効果を完成せずには已まれなかった。』*3

さて、朝鮮総督である寺内正毅は、帝国教育会の代表者とは東京で会ったが、彼は「併合」後この朝鮮教育令発布・施行までの間、実に通算約半年間、日本の主に東京にいた。さらに遡って1910年5月30日寺内の統監就任以降朝鮮教育令施行までの「東上」「帰任」の動きを見ると、寺内は韓国統監就任後その大半を日本で過ごしたことがわかる。『大韓毎日申報』『毎日申報』によって関係記事を拾うと*4、寺内の朝鮮不在期間は（第2表）の通りであった。

（第2表）韓国統監・朝鮮総督寺内正毅の朝鮮不在期間

①	1910年 5 月30日	統監着任～1910年 7 月23日	統監京城到着	2 ヲ月弱 ^{*5}
②	10月16日	総督東上～12月24日	総督入京	2 ヲ月強 ^{*6}
③	1911年 1 月15日	総督東上～ 5 月10日	総督入京	4 ヲ月弱 ^{*7}
④	8 月 5 日	総督東上～10月 8 日	総督入京	2 ヲ月強 ^{*8}

これによれば、そもそも統監着任後、赴任するまでに約2ヵ月の間があり、「併合」を強行し、統監府から総督府への事務引継ぎ（10月1日）が一段落するや否や「東上」、11月からは兼任であった陸軍大臣として岡山方面の大演習地へ赴いた。年末に一度朝鮮に戻るが、予定していた朝鮮北部の視察はできなかつたらしく、1月7日に仁川を視察したのみで今度は帝国議會のために「東上」した。このように総督寺内正毅の初期における朝鮮滞在期間は短く、朝鮮での実務担当者とは異なった「内地」中心の発想をしている可能性が強い。寺内が指導的立場に立ってこの間も重要案件とされた朝鮮教育の方針に関する審議・検討を進めていたとすれば、日本における朝鮮教育論議からも影響を受けたと考えられなくはない。朝鮮教育令制定との関係でいえば、特に③1911年1月15日京城南大門駅出発、20日新橋駅到着*9から5月7日出発、5月10日南大門駅到着までの期間に着目したい。

第二節 朝鮮総督府の教育方針模索状況

では、朝鮮教育令制定の動きはどうだろうか。まず最初の動きとして考えられるのは「韓国併合」を前後した時期である。当然ながら、「併合」に際して大まかな方針が立てられたと考えてよいだろう。それが隈本繁吉文書に残っている『（秘）教化意見書』（1910年9月8日付）を含む、その前後の時期ではないだろうか。

統監府時代から学部で学務課長をしていた隈本繁吉は朝鮮総督府でも学務課長を務め、1911年2月中旬まで朝鮮総督府で勤務した*10。隈本はこの時期の幾つかの文書を残しているが、その

内の一つが『(秘)教化意見書』である。隈本の執筆になるのかどうかは不明であるが、この報告書の重要性はこの著者が「朝鮮民族ノ同化(ジャパニゼーション)」は無理であること、すなわち「順良化」であれば可能だが「忠良化」「日本人化」は困難だとしていることである*¹¹。朝鮮において実務を担いながら感じた現実的な判断だと言えるかもしれない。隈本関係文書のうち、書かれた時期がほぼ判明するものは『学政ニ関スル意見』であり、「七月末ニ起稿シ(八月初旬脱稿)」たものである*¹²。ここには、「時局解決後ニ在リテハ特ニ総督ニ於テ準拠スヘキ教育ノ根本訓令ヲ発セラレ…」とあるが、この「根本訓令」と教育勅語の関係については何も記されていない。まだ、朝鮮教育令第二条に現われる「勅語ノ旨趣」云々との関係を問題にする時期ではなかったと思われる。「韓国併合」の後、統監府が朝鮮総督府に変わったのが1910年10月1日であるが、10月5日に寺内は各道長官の前に「教育制度は今後の調査を俟て改正せんことを期するか故に、此の際は在来の制度に変更を加へざりしも各道長官は学校が法規を遵守するや否や、教員が其の職責を³竭せるや否やを監視せざるべからず」と訓示していた*¹³。すなわち、この時点では「教育制度は今後の調査を俟て改正せんことを期する」という状態であった。

隈本繁吉関係文書には、正確な時期を確定できない史料も多い*¹⁴。このうち阿部洋は『朝鮮学制案ノ要旨』の野紙欄外に「下付案扣」とあるところから、これを「寺内総督から閑屋学務局長を経て隈本らに下付されたものと思われる」と推測している*¹⁵。この中には「勤儉ノ美風ヲ涵養シ、忠実ナル良民ヲ育成スルヲ以テ教育ノ精神眼目トシ」と記されているため、「忠実ナル良民」が朝鮮教育令第二条の「忠良ナル国民」の「育成」とどのように整合するのか興味深いところである。この史料の書かれた時期は確定できないが、『朝鮮学制案ノ要旨』は「朝鮮総督府内務部野紙」を使用しているため、早くとも1910年10月以降であると考えられ、しかも「遽カニ已存ノ学制ヲ破壊スルガ如キハ人心ノ変動ヲ起シテ社会ノ安寧ヲ乱ルノ虞ナシトセズ…」と記されているところを見ると、「韓国併合」後まもなく、おそらくは総督府新体制出発の時期であったかもしれない。そうだとすれば、寺内は「東上」前に教育方針に関する自分の意見を書き残して出発したとも考えられよう。しかし、これは推測の域を出ない。

総督寺内が朝鮮不在中であっても、朝鮮総督府は朝鮮教育令案制定の歩みを進めてはいたようである。断片的にしかわからないが、11月末には既にある動きを見せている。外務省には『各国殖民地教育制度及状況調査一件』(外務省外交史料館所蔵)という文書が存在し、1910年11月24日付で朝鮮総督府が外務省に対して、「朝鮮ニ於ケル教育施設上ノ参考ニ供シ度ニ付」イギリス、フランス、ドイツ、アメリカから「植民地ノ教育法規集」、「植民地ノ教育情况報告(各学校一覧及教育統計ヲ含メルコト)」、「植民地政府編纂又ハ民間ニテ編纂発行ノ植民地普通教育及実業教育各種学校用教科書」の三項目に関する「書類並図書」の「取寄」を「依頼」したことがわかる*¹⁶。外務省は11月30日に各国大使館へこの依頼文書を伝え、アメリカ(特命全権大使男爵内田康哉)からは1911年1月18日付で外務省に、イギリス(特命全権大使加藤高明)からは2月4日付で外務省に、ドイツ(在漢堡総領事奥田竹松)からは1912年6月27日付で関係図書・文書類が外務省に送付され、それぞれ朝鮮総督府総務部長宛に回送された*¹⁷。アメリカ、イギリスからのものの外務省到着期は、寺内の「東上」中であること、またドイツからのものは到着が一年以上遅れたことを考え合わせれば、これらの史料が寺内の教育論を左右するものであったとは考えられない。

この間の動きだが、1911年1月15日付の『毎日申報』には、「閑屋学務局長談」として「朝鮮児童の教育方針」の状況が報じられた。報道によれば、「朝鮮児童の教育方針を発表することに

対しては一般が非常なる注意をもって期待しているが余の意見をもって言えば児童の教育方針は具体的な字句を列して決定する必要が無く各其の当局者が時宜に応じた最善の方策を用いれば足るであろう」ということで^{*18}、この時点で具体的に明らかにされたものは何もなかった。

さて、学務局長関屋貞三郎も③の時期、寺内に約1ヵ月遅れて2月19日に「東上」するが^{*19}、この1911年2月中旬までに、朝鮮総督府はほぼ4月からの新学期の準備を終えていたといえる。教科書の改訂に関する「教授上の注意」が2月22日から『毎日申報』で連載報道され^{*20}、一週当たり日本語を10校時以内に施行するように内務部長官宇佐美勝夫が指示した「国語教授の通牒」の報道も関屋「東上」後の2月23日のことであった^{*21}。隈本繁吉が台湾外国語学校校長兼視学官として任命され（2月17日）、転任する（2月26日）時期とも重なっている。

なお、2月23日の「国語教授の通牒」は、日本語がそれまで1906年普通学校令改正以来の週6校時（1909年改正されるが基本的教授時数は6校時のまま）が1911年11月の朝鮮教育令施行下の普通学校規則に基づく毎週教授時数表第一学年で「国語（＝日本語）」を週10時間教えるようになったという通説より、約八ヵ月も早い時期から施行されていたことを物語る重要なものである。

第三節 第二次「東上」以降の「朝鮮学制」案

寺内の③の「東上」期間中、帝国議会が開催され、寺内は陸軍大臣として出席した。朝鮮関係の質問は予算に関して多く行なわれるので、ほとんどの場合、政府委員の度支部長官荒井賢太郎、あるいは会計局長児玉秀雄が説明・回答している。寺内が自ら質問に答える形で教育方針について述べたのは、2月20日衆議院の朝鮮事業公債法案委員会と2月28日貴族院予算委員第一分科会であるが、前者では「教育は根本的改良を図る予定であるが充分な調査を遂げ考慮を重複した後」のことだと言い^{*22}、後者では寺内が「朝鮮人教育の方針」等を説明したことが、『毎日申報』の報道によりわかるのみで、議事速記録では「速記中止」のため内容は不明である^{*23}。実際、4月新学期を前後しての新学制の発布もなかった。

朝鮮教育制度についての原案審議が、ある程度進展していただろうと考えられるのは、寺内はまだ日本滞在中の4月中～下旬である。実に関屋学務局長も継続して東京におり、隈本に代わって総督府内務部学務課長就任（1910年4月11日）した弓削幸太郎も朝鮮へ渡る前であったから^{*24}、この時期、総督府学務関係の指導者は東京にいたのであった。まず、『毎日申報』の報道で、①「朝鮮の学制は尚今寺内総督の手で審理中だというのが近いうちに関屋局長が帰任した後には教育の方針、各学校の官制及教職員待遇法を発表し一新面目を作る予定」と報じられていること（下線は筆者）^{*25}、②関屋貞三郎が4月26日、穂積八束宛に「朝鮮学制」を「内示」したこと^{*26}、この時点である程度の「朝鮮学制」案があったことは断言できる。なお、穂積が関屋宛に出した4月29日付の書簡は寺内総督も目を通し、「青鉛筆」を入れたという^{*27}。そうであれば、東京滞在中にこの「朝鮮学制」案の検討は行なわれており、三月、四月の帝国教育会代表者との会談はこの流れの最中に位置付けられよう。前節で紹介した『教育時論』1911年4月25日号で報じられた、寺内正毅の日本語12時間、朝鮮語随意科目化という内容も含まれていたかもしれないという推測は可能である。しかし、最終的には日本語週12時間案や朝鮮語随意科目化は何れも第一次朝鮮教育令下では実現されず、普通学校第一学年の週10時間を最大時間数と規定したし^{*28}、朝鮮語も「朝鮮語及漢文」として必修科目にとどめた。その意味では根本的な問題ということとはできない。

とはいえ、帝国教育会も第一項目に掲げて強調していた「教育勅語」に関する規定はほぼこの

時期に確定したと言ってよいのではないだろうか。

上述した穂積八束の書簡には幾つかの「所感」が記されていたが、そのうち一番最初の部分は次のようであった。

「此ノ学制ノ特ニ意ヲ修身及実用ノ諸科ニ留メ散漫ニ失スルノ流弊ヲ防キ穩健実着ナル風ヲ養ハントスルニ専ラナルカ如キハ小生ノ最称赞スル所ナリ。蓋方今朝鮮ニ於ケル教育ハ先ツ我が皇室ヲ崇敬スルノ精神ヲ扶植シ特ニ秩序ヲ重ンジ規律ニ服スルノ觀念ヲ養ヒ而シテ日常生活ニ必須ナル智識技能ヲ授ケ以テ一身一家ヲ治ムルコトヲ得シムレバ即チ足レリ。...」*29

穂積八束は法学博士で宮中顧問官でもあり、天皇に進講することもあった*30。寺内はその日記の中で、穂積が没したという入電について記しているほど影響力がある人物であったことを考えれば*31、わざわざ穂積を選んで「朝鮮学制」に対する見解を求めたことの意味は大きいといえよう。

寺内、関屋、弓削が相次いで朝鮮に戻った1911年5月10日、直接朝鮮人教育と関係はないが、京城民団立高等女学校に下賜された「御真影」を学務の吉田属が「奉持」し、寺内の一行と共に入京することが報道された*32。寺内らの意気込みがこのパフォーマンスを通して感じられないこともない。寺内はこの前後東京にいる山縣有朋に「教育制度改正」に関する「意見」文書の検討を依頼したようで、山縣の寺内宛書簡（1911年5月29日）からそれがわかる*33。6月中下旬には寺内は視学官らと共に「学校巡覧」を行ない実地を確かめており*34、関屋はメソヂスト派の宣教師会議で朝鮮人に対する教育方針について講演した*35。関屋はこの講演で、「教育の目的」を「朝鮮人の福利を増進して日本帝国の忠良なる臣民」にすることを語っており*36、「忠良なる臣民」育成を目指す朝鮮総督府の教育方針は既に固まっていたと考えることができよう*37。7月1日の道長官会議における総督の訓示では「遠からず朝鮮学制の発表を見る」と述べられ*38、7月9日の報道では「朝鮮学制案」は「参事官が立案中」であることが明らかにされた*39。

関屋から寺内へ宛てた8月1日付の書簡には「学制案御決裁ヲ受ケ欣然シ…」とあるので*40、おそらく、この日までに学務局での案は確定したのであろう。これを待って寺内は「東上」したのではあるまいか。

第三章 註

- * 1 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923年、120頁。なお、弓削幸太郎は隈本繁吉の後任として学務課長に就任し、三・一独立運動後の第二次朝鮮教育令制定時まで長く朝鮮教育の実務にかかわった。
- * 2 小原新三「五十五年の知交宇佐美勝夫氏」『宇佐美勝夫氏之追憶録』故宇佐美勝夫氏記念会、1943年11月、91頁。なお、宇佐美勝夫は初代内務部長官。
- * 3 関屋貞三郎「嗚呼、尊敬すべき先輩」；前掲『宇佐美勝夫氏之追憶録』128-130頁。
- * 4 『寺内正毅日記』（京都女子大学研究叢刊5、山本四郎編、1980年12月）は存在するが、統監就任の5月30日以降は記述がない部分が多く（1910年5月30日以降、記述がないのは以下の通り。6/12-29、7/13-8/15、8/25-12/31、1911年1/2-5/14、5/21-6/26、6/30-7/20、7/23-30、

8/4-9/4, 9/6, 9/13-10/16, 10/18-1/19), とりわけ朝鮮教育令案作成過程については全くわからない。そのため、新聞から確かめた。

- * 5 「出迎指揮」『大韓毎日申報』1910年7月23日付。
- * 6 「寺内総督の東上」『毎日申報』1910年10月16日付, 「寺内総督入京」『毎日申報』1910年12月24日付。
- * 7 「寺内総督出発」『毎日申報』1911年1月15日付, 「寺内総督の帰任」『毎日申報』1911年5月12日付。
- * 8 「寺内総督の出発」『毎日申報』1911年8月6日付, 「総督帰任と出迎」『毎日申報』1911年10月10日付。
- * 9 「東京特電(二十日着); ●寺内総督着京」『毎日申報』1911年1月21日付。
- * 10 阿部洋「別集『旧韓末教育史資料——幣原坦・隈本繁吉関係文書——』について」『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第63巻, 龍溪書舎, 1991年7月, 53頁の「隈本繁吉年譜」
- * 11 渡部学「隈本繁吉文書【(秘)教化意見書】解題」『韓』第3巻第10号, 1974年10月。前掲『日本植民地教育政策史料集成』第69巻にも所収。なお, 同一の文書が澤柳政太郎私家文書(成城学園教育研究所蔵)にも所蔵されている。特に書き込みもなく, 澤柳がどのように入手し, 取扱ったかは不明。
- * 12 前掲『日本植民地教育政策史料集成』第69巻所収, 前掲 阿部洋, 46頁。
- * 13 前掲, 弓削幸太郎『朝鮮の教育』, 111頁より再引用。下線は筆者。
- * 14 隈本文書にはほかにも『朝鮮学制案ノ要旨』, 『学制案修正要点』, 『朝鮮公立普通学校及官立諸学校整理案』, 『学制及其他二関スル意見』がある。使用されている罫紙には「学部」「統監府」のものが含まれ, また相互に関連性のあるものも存在するため, 多くは「学部」が内務部に吸収される前後に書かれたものと考えることができるが, 断定はできない。今後の研究の進展に期待したい。
- * 15 前掲 阿部洋, 48頁。
- * 16 朝甲発第402号「植民地教育調査材料蒐集二関スル件」朝鮮総督府, 外務省宛文書(朝鮮総督府罫紙) 1910年11月24日付(外務省記録, 第20門第2類第3項第8号, 『自明治四三年 各国植民地教育制度及状況調査一件』外務省外交史料館所蔵)。
- * 17 外務省記録, 第20門第2類第3項第8号, 『自明治四三年 各国植民地教育制度及状況調査一件』外務省外交史料館所蔵。但し, この文書にフランス関係の文書は綴られておらず不明。
- * 18 「朝鮮教育方針(関屋学務局長談)」『毎日申報』1911年1月15日付。
- * 19 「●関屋局長東上」『毎日申報』1911年2月19日付。なお, 帰任は約三週間後と報道されているが, 実際に朝鮮に戻ったのは5月6日であった(「関屋局長帰京」『毎日申報』1911年5月6日付)。
- * 20 「教授上の注意」『毎日申報』1911年2月22日付等。
- * 21 「国語教授の通牒」『毎日申報』1911年2月23日付。
- * 22 「議会と朝鮮案件」『毎日申報』1911年2月23日付。
- * 23 この総督の答弁は前日の分科会で伊澤修二, 鎌田勝太郎から朝鮮の教育方針, および「大体ノ方針」に対する質問が出たが, 政府委員荒井の答弁に満足せず総督の説明を求めて実現したものであった。この総督の説明は「成るべく当局者と懇談的にしたい」という質問者鎌田勝太郎の希望により, 「速記中止」された(『第二十七回帝国議会貴族院予算委員第一分科会(歳入大蔵省)議事速記録第五号』1911年2月28日; 『帝国議会貴族院委員会速記録 明治篇26 第二回議会議 明治四四年』東京大学出版会, 1987年11月, 133頁)。なお, この日の午前の部は10時19分開会午後0時9分休憩となっており, 速記録では2頁半弱。参考までに前日の予算委員第一分科会議事速記録第四号を見れば, 午前10時22分開会午後0時5分休憩まで6頁弱ある。単純比較でいっても3頁分, 少なくとも4, 50分の総督とのやり取りがあったと想像される。

- *24 弓削幸太郎が朝鮮へ渡ったのは関屋と一緒に5月上旬であった。『毎日申報』で「昨日新任弓削総督府内務部書記官と同伴し東京を出発」と報じられている（「関屋局長入京期」『毎日申報』1911年5月4日付）。
- *25 「朝鮮の学制案」『毎日申報』1911年4月22日付。
- *26 この書簡は、学務局長渡邊豊日子「初期朝鮮教育令案（明治四十四年八月二十三日公布の分）に対して披瀝された穂積八束博士所見」『文教の朝鮮』第109号、1934年9月号および大野謙一『朝鮮教育問題管見』1936年に紹介されている。
- *27 前掲 渡邊豊日子、14頁。
- *28 「普通学校教科課程及毎週教授時数表」；朝鮮総督府令第110号 普通学校規則 1911年10月20日、『朝鮮総督府官報』1911年10月20日号外。
- *29 *27に同じ。
- *30 「穂積八束逝去」『東洋時報』第169号、1912年10月20日号、78頁。なお、穂積は10月5日に亡くなった。
- *31 前掲『寺内正毅日記』1912年10月6日の項。
- *32 「御真影着京期」『毎日申報』1911年5月9日付。
- *33 山縣有朋書簡1911年5月29日付『寺内正毅関係文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。これによれば、「於大体頗る御同意を表し候」としたが、大学まで改革をなさないことが「遺憾」だという。
- *34 「総督の学校巡覧」『毎日申報』1911年6月22日付、23日付等。
- *35 「朝鮮人教育方針」『毎日申報』1911年6月25日付。
- *36 同上。
- *37 『朝鮮』1911年1月号の「朝鮮人の教育に就て」において、関屋は「朝鮮人教育の主眼は、固より彼等をして立派なる日本人たらしめ、忠良なる日本帝国民たらしむるに在るは議論無き所なるも、緩急宜ろしきを誤らば、收拾すべからざる失敗に陥るの虞無しとせず、…故に…急進主義に馳らず…」と論じている（22頁）。「忠良なる日本帝国民たらしむる」発想は元々関屋が持っていたものとも考えることができ、どの時点でこれが合意されたのか確定は難しい。また、同論説中の「東京辺にて出放題の熱を吐かれては忽ち此朝鮮人に種々の疑惑を抱かし、害ありて益無きを以て…」（22頁）というくだりは、『毎日申報』1910年10月13日付（内容は第一章註20に同じ）「二(-)」で「諺文及漢文を廃」することへの批判ととれる。
- *38 「寺内総督の訓示」『毎日申報』1911年7月2日付。
- *39 「朝鮮学制案立案」『毎日申報』1911年7月9日付。
- *40 関屋貞三郎書簡1911年8月1日付『寺内正毅関係文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

む す び

「韓国併合」をするや否や、日本の帝国教育会は朝鮮教育調査委員会を設置し、朝鮮教育への建議を行なうべく準備に取りかかった。その主要メンバーには、かつて大韓帝国時代韓国政府で教育実務を担当した幣原坦、三土忠造をはじめとして、帝国教育会の幹部、帝国教育会員でありながら帝国議会で活躍している者を含んで構成されていた。すなわち、帝国教育会という一つの団体である一方で、日本の教育界でも政界において相当影響力を持ちうるメンバーであったと言

うことができる。また、委員会の創設には幣原の、委員会進行には三土の影響力が大きかった。

第三章では、朝鮮総督府の行っていた第一次朝鮮教育令を中心とする「朝鮮学制」案準備状況にある程度明らかにすることができた。帝国教育会の「評議員会決議」は寺内・関屋等の「東上」中に渡され、朝鮮総督府としてもまだその教育方針が確定していたわけではなかったことから、ある程度は参考になったものと思われる。しかし、この「評議員会決議」だけをもって総督府の教育政策を左右させたとはまではいえない。既に、日本語普及をはじめとして教科書製作は行われていたし、帝国教育会のみが持つ特別な考え方が採用されたという証拠も無い。強いて、強調したことが在ったとすれば、三土忠造による朝鮮語・漢文廃止論であつたろう（第二章）。しかし、このような意見は1911年1月の論説で関屋から「急進主義」だと非難されたし、結局は三土がいない評議員会で削除されてしまった。三土は二度も朝鮮総督を訪問したので、ひょっとすればその場で個人的に持っていた朝鮮語・漢文廃止論について論じたことも推測される。もし一時的にでも寺内が朝鮮語随意科目化を考えたとすれば、そこに帝国教育会の建議の効果があつたということもできようが、実際には実現されなかった。1911年3月25日の『教育時論』の報道から判断するに、大枠において帝国教育会の建議は「急進主義」的傾向こそあれ、総督府方針と逆行するようなことは何一つなかったといつてよい。

朝鮮に居らず、朝鮮の事情を知らない日本人が勝手な意見を表明することで、かえって総督府諸政策遂行の妨害になるという論も存在した。しかし、朝鮮教育令作成過程において寺内の権威が強いとするならば、その論はそのまま寺内自信に戻っていかねばならないものであつたともいえる。なぜならば、その総督自身が朝鮮の実地をほとんど知らず立案し、その意見を山縣有朋や穂積八束に求めるというやり方をとっていたからである。いずれにせよ、朝鮮教育令の制定過程についてはまだ十分明らかになったわけではないので、日本人のある意味で勝手な朝鮮観・朝鮮人観による意見の反映がどのようになされたのかをも含みながら、今後の研究の進展を待つことにしたい。